

●香川県告示第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成25年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年8月19日
- 3 指定道路の位置 観音寺市本大町字本村道西下1500番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル～7.40メートル
延長 39.63メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。